

第1回 選択式

〔問1〕次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 最高裁判所は退職金債権の放棄の適法性が争点となった事件において、以下の通り判示した。

「本件退職金は、 A においてその支給条件が予め明確に規定され、被上告会社が当然にその支払義務を負うものというべきであるから、労働基準法11条の「労働の対償」としての賃金に該当し、したがって、その支払については、同法24条1項本文の定めるいわゆる全額払の原則が適用されるものと解するのが相当である。しかし、右全額払の原則の趣旨とするところは、使用者が一方的に賃金を控除することを禁止し、もって労働者に賃金の全額を

B 受領させ、労働者の C をおびやかすことのないようにしてその保護をはからうとするものというべきであるから、本件のように、労働者たる上告人が退職に際しみずから賃金に該当する本件退職金債権を放棄する旨の意思表示をした場合に、右全額払の原則が右意思表示の効力を否定する趣旨のものであるとまで解することはできない。」

- 2 労働安全衛生法第31条の4によれば、「 D は、その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従つて当該請負人の労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる E をしてはならない。」とされている。

選択肢

- | | |
|-----------|-----------|
| ① 経済生活 | ② 家庭生活 |
| ③ 最低限度の生活 | ④ 日常生活 |
| ⑤ 生活の安定 | ⑥ 特定元方事業者 |
| ⑦ 注文者 | ⑧ 元方事業者 |
| ⑨ 確実に | ⑩ 遅滞なく |
| ⑪ 適正に | ⑫ 速やかに |
| ⑬ 指示 | ⑭ 労使協定 |
| ⑮ 労働契約 | ⑯ 就業規則 |
| ⑰ 労働協約 | ⑱ 業務指示 |
| ⑲ 命令 | ⑳ 要求 |



問 1

- A ⑯ 就業規則
- B ⑨ 確実に
- C ① 経済生活
- D ⑦ 注文者
- E ⑬ 指示

本問は、労働基準法における賃金の全額払いおよび労働安全衛生法における注文者の責務からの出題で、労働基準法第24条第1項、シンガー・ゾーイング・メシーン事件（最二小判昭48.1.19）、及び労働安全衛生法第31条の4からの出題である。

「本件退職金は、就業規則においてその支給条件が予め明確に規定され、被上告会社が当然にその支払義務を負うものというべきであるから、労働基準法11条の『労働の対償』としての賃金に該当し、したがって、その支払については、同法24条1項本文の定めるいわゆる全額払の原則が適用されるものと解するのが相当である。しかし、右全額払の原則の趣旨とするところは、使用者が一方的に賃金を控除することを禁止し、もって労働者に賃金の全額を確実に受領させ、労働者の経済生活をおびやかすことのないようにしてその保護をはかろうとするものというべきであるから、本件のように、労働者たる上告人が退職に際しみずから賃金に該当する本件退職金債権を放棄する旨の意思表示をした場合に、右全額払の原則が右意思表示の効力を否定する趣旨のものであるとまで解することはできない。」

労働安全衛生法第31条の4によれば、「注文者は、その請負人に対し、当該仕事に關し、その指示に従つて当該請負人の労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない。」とされている。